



2024年12月13日

各位

会社名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下 智保
(コード番号：9749、東証プライム市場)
問合せ先 経営財務部長 小西 信介
(TEL. 045-650-8811)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025年2月を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、本日付で会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第370条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年12月31日（火曜日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2024年12月31日（火曜日）
- (2) 公告日 2024年12月16日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告

（当社ホームページ <https://www.fsi.co.jp/ir/notify/index.html> に掲載）

2. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案について

当社が2024年11月19日に公表した「(追加) FK株式会社による当社株券等に対する第2回公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、FK株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「第2回公開買付け」といいます。）において当社株式の全て（ただし、譲渡制限付株式報酬として当社の各取締役及び各執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、公開買付者が所有する本新株予約権を除きます。）を取得できなかった場合には、第2回公開買付けの成立後、第2回公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

これを踏まえ、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することいたしました。なお、当社は、本臨時株主総会を開催する場合、2025年2月を目途に開催することを予定しておりますが、その開催日時、開催場所及び付議

議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、①第2回公開買付けが成立しない場合、又は②第2回公開買付けが成立し、公開買付者が当社株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、公開買付者が所有する本新株予約権を除きます。）を取得することができた場合には、当社は本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

（注）「本新株予約権」とは、下記（i）から（iii）の新株予約権を総称していいます。

- （i）2022年3月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2024年4月1日から2027年3月29日まで。）
- （ii）2023年3月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間は2025年4月1日から2028年3月28日まで。）
- （iii）2024年3月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（行使期間は2026年3月27日から2034年3月24日まで。）

以上